



秋田県公報

告 示

建築基準法による道路位置の指定(五八七・秋田地域振興局建設部).....	1
開発行為に関する工事の完了(五八八・由利地域振興局建設部).....	2
公告	
県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	2

目 次

ページ

告示	
生活保護法による施術者の指定(五八四・福祉政策課).....	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(五八五・水産漁港課).....	1
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき に許可を必要とする地域の廃止(五八六・都市計画課).....	1

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
鈴木利光	仙北郡角館町西勝楽町六十四	四ツ屋整骨院 アスリート	大仙市四ツ屋字下古道四十九 一	柔道整復	平成十七年五月二日

秋田県告示第五百八十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年六月二十一日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百八十五号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百八十八号)第一百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

船川・脇本・船越・天王加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港樺及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの

仁賀保加入区 えび・つぶかご漁業
象潟加入区 えび・つぶかご漁業

秋田県告示第五百八十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときに許可を必要とする地域(昭和六十三年秋田県告示第二十六号)は、廃止し、平成十七年七月一日から施行する。
平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 潟上市天王字二田百二十八番地 有限会社 船木建設工業 代表取締役 船 木 博 美	道路の位置の指定箇所 潟上市天王字上北野七十七番地八	道路の延長 三十四・六三メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十七年六月九日
--	-------------------------------	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第五百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年二月一日付け指令由建 三千百四十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 由利本荘市下大野十四番地一
 株式会社若林木材 代表取締役 若 林 憲
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 由利本荘市三条字三条谷地二百八番一、二百九番一、二百十番一、二百十一番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（和田妹川地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十七年六月二十二日から同年七月二十日まで
- 三 縦覧場所 潟上市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
 横手市赤坂字後野六十一番地 高山 得 則
 塚堀字盤若寺八十三番地 佐 藤 忠 太郎
 下境字目名川九番地 鎌 田 新 市
 睦成字三原九十番地 大 山 栄 太郎
 寿町四番地七 佐 々 木 岩 雄
 八幡字石町百三十五番地八 村 上 義 昭
 赤川字樋掛七十七番地 片 野 文 男
 大水戸町一番地十三 加 賀 谷 正 悦
 新藤柳田字持田六十七番地 阿 部 信 孝
 杉沢字中島百八十三番地 村 田 忠 雄
 金沢中野字下矢来沢二百五十一番地 本 間 恒 重
 外目字前村十五番地 和 賀 重

二	大屋新町字新町百二十八番地	笹山義夫
	上境字館九十番地	鈴木昭二
	下八丁字南松林十一番地	野尻幸一
	下境字大橋脇九十四番地	照井鉄朗
	上境字南大倉小屋七十七番地	照井重己
	下八丁字下中島百五十一番地	照井直男
	清水町新田字宮東百十三番地一	高橋登
	猪岡字樋脇七十八番地	高橋稔
	字山神下二十四番地	村岡正光
	黒川字寺村六十一番地	佐藤勇
	字牛柳三百九十五番地	石山房夫
	字恵戸百八十五番地	木村智束
	金沢中野字三貫堰十三番地	猿橋幸之助
	安本字尼辺八十六番地	照井晴夫
	金沢中野字蛭沢五百八十五番地	久米忍
	杉沢字狼の沢三十一番地	小田嶋亀吉
	字上台七十四番地	小田嶋傳一
	安本字中御所野十六番地	小田嶋弘
	杉沢字見入野十二番地	高橋善治
	睦成字吉沢上台百二十二番地	高橋龍一
	百万刈字落合二百五番地	山田芳明
	清水町新田字皿川端九十三番地一	鈴木和一
二	退任監事の住所及び氏名	
	横手市赤坂字城野岡百四十二番地	佐藤俊幸
	安田字堂山二十番地	柴田喜孝
	猪岡字菅原十七番地	松井長助
	黒川字寺村二十一番地	鹿川長稔
	下八丁字中村六十七番地二	伊藤昭雄
三	就任理事の住所及び氏名	
	横手市睦成字三原九十番地	大山栄太郎
	赤坂字後野六十一番地	高山得則
	八幡字石町百三十五番地八	村上義昭
	大水戸町一番地十三	加賀谷正悦
	赤川字樋掛七十七番地	片野文男

ページ	段	行	誤	正	横手市大屋新町字新町百二十八番地	笹山義夫
					新藤柳田字持田六十七番地	阿部信孝
					外目字前村十五番地	和賀重
					清水町新田字宮東百十三番地一	高橋登
					塚堀字盤若寺八十三番地	佐藤忠太郎
					清水町新田字皿川端九十三番地一	鈴木和一
					下境字目名川九番地	鎌田新市
					上境字南大倉小屋七十七番地	照井重己
					下八丁字中村六十七番地二	伊藤昭雄
					黒川字恵戸百八十五番地	木村智束
					字牛柳三百九十五番地	石山房夫
					杉沢字上台七十四番地	小田嶋傳一
					睦成字吉沢上台百二十二番地	高橋龍一
					杉沢字中島百八十三番地	村田忠雄
					金沢中野字蛭沢五百八十五番地	久米忍
					字下矢来沢二百五十一番地	本間恒
					安本字尼辺八十六番地	照井晴夫
					就任監事の住所及び氏名	
					横手市赤坂字城野岡百四十二番地	佐藤俊幸
					黒川字寺村六十一番地	佐藤勇
					猪岡字菅原十七番地	松井長助
ページ	段	行	誤	正		
二ページ	下	十五	秋田市及び大館市	秋田市		
中の表		十六				
平成十七年四月一日(第千六百六十二号)掲載の秋田県告示第三百七十三号(市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正) (原稿誤り) 平成十七年六月十四日(第千六百八十三号)掲載の秋田県告示第五百三十七号(保 安林の指定解除の予定) (原稿誤り)						

二ページ表中

は

の誤り。

秋田市	秋田市
下新城中野	下新城中野
街道端西	街道端西
二四二の一	二四二の一
四六、二六二	四六、二六二
七・六三七七	七・六三三三
七・六三七七	七・六三七七
〇・三六二四	七・六三七七
飛砂の防備兼 公衆の保健	兼公衆の保健
公益上の理由	公益上の理由

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp

